平成２３年（フ）第３６２号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2710番地、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2574番地
債務者　谷本　道一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２８０号
沖縄県那覇市寄宮２丁目17番16号１階
債務者　當山　全市
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１５７８号
名古屋市港区中川本町５丁目１番地の16　ライオンズマンション築地口弐番館1203号
債務者　原田　裕子（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０３号
愛知県小牧市下小針天神３丁目251番地　ドリーム・ナオＡ号
債務者　天野　愛子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８６８号
名古屋市西区八筋町303番地　サンライトマンション101号
債務者　伊藤　博康
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４８号
神戸市中央区栄町通２丁目３番３―303号、従前の住所東京都渋谷区広尾１丁目７番１号
債務者　天野　佑香（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１５号
神戸市灘区水道筋２丁目23番地
債務者　秋田　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３４号
神戸市兵庫区大同町１丁目２番30―703号
債務者　横山奈津美
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４８号
神戸市須磨区高倉台１丁目３番３―402号、従前の住所神戸市須磨区多井畑南町１番地の１　405号
債務者　村田　久和
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９２号
神戸市北区藤原台南町５丁目４番５号
債務者　神倉スマ子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９７号
神戸市灘区城内通５丁目５番23―203号
債務者　大塚　京子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３９号
神戸市長田区東尻池町２丁目10番16号
債務者　諏訪亜希子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４４号
神戸市長田区東尻池町２丁目10番16号
債務者　諏訪ちとゑ
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０７号
神戸市須磨区西落合４丁目１番225―102号、従前の住所神戸市須磨区横尾９丁目２番地
債務者　間宮　輝夫
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３２号
神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ52棟104号
債務者　倉田　菊吉
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３５号
神戸市中央区筒井町３丁目１番24―402号
債務者　足永成子こと　洪　　侖廷
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８号
鹿児島県肝属郡肝付町新富93番地
債務者　園田　　拓
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係